

亀岡市
景観形成ガイドライン

平成27年

亀岡市

目 次

はじめに

I. 景観に配慮した建築物等の建て方について

1 都市景観形成地区	3
2 湯の花温泉景観形成地区	16
3 自然景観形成地区	23
4 一般地区（上記以外の亀岡市全域）	31
5 屋外広告物について	39
6 建築物・工作物・屋外広告物の色彩基準	46

II. 景観計画に基づく届出

1 届出が必要となる建築行為等	50
2 景観計画区域内における届出手続きのフロー	56
3 景観手続き申請に係る提出書類一覧	57
4 景観形成基準チェックシート	59

はじめに

亀岡市では、「豊かな景観がはぐくむにぎわいと文化が織りなす共生のまち かめおか」の実現により、「住んで良かった」「訪れて良かった」と思えるまちづくりを目指して「亀岡市景観計画」を策定しました。

この景観計画は、景観づくりを切り口として、住み続けたいと思える環境や地域の活性化、観光振興など市民・事業者・行政の協働による良好なまちづくりの指針として取りまとめています。

この景観形成ガイドラインは、良好な景観まちづくりを推進するために必要となる建築物や工作物、屋外広告物の景観形成基準などを解説したものです。これにより市民・事業者・行政が協働しながら良好な景観形成を目指していきます。
